

改善方策実施計画書

担当部局： 奨学金給付制度運用委員会 責任者： 委員長 幹事： 学生部
 担当部局： 学生委員会 責任者： 委員長 幹事： 学生部

【※2013. 3. 31 学生委員会を廃止、2013. 4. 1 より学生支援センター運営委員会及び学生支援部会を設置】

2010 年 8 月 5 日

【※2013. 4. 1 より学生部から学生支援センター事務室に組織変更】

認証評価指摘事項	【総評】到達目標である「経済的困窮者への重点的給付システムの構築」には給付額と給付期間の両面で十分とはいえず、一層の努力が期待される。					
点検・評価問題点	給付金が十分ではないことと、数年にわたって継続的に受給できるシステムになっていないこと					
改善方策	5-1 奨学金全体の増額と、在学期間中、継続的に支給してゆくシステムの構築。 (4-6-4 と統合)					
計画	前期		中期		後期	
	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
2010 年度実施計画		達成時期	2010 年度取り組み結果			
- 奨学金給付制度運用委員会にて最終検討。 - 理事会承認（「奨学金給付規程細則」、「同制度運用指針（給付奨学金ガイドライン）」の改正については、大学評議会および大学院評議会の議を経て、学長が行う。） ※2010. 7 の理事会にて条件付で承認。教育ローン利子補給金給付規程のみ再提案。 ※天災地変等被災学生への災害見舞金給付規程（案）について、学生委員会にて検討。その後、学部長会議へ提案。 ・大東文化大学授業料減免に関する検討委員会（仮称）を設置し、規程および規程施行細則について検討された。第 1 回 2011. 3. 22 開催、第 2 回 2011. 3. 28 開催		2010. 10	○	A 完全に達成	B 達成半ば	C 未達成
			（ B または C の理由 ） ※「大東文化大学天災地変等被災学生への災害見舞金給付規程」の名称は、学部長会議にて「大東文化大学学生災害見舞金」に変更。			
2011 年度実施計画		達成時期	2011 年度取り組み結果			
- 規程に基づき、各委員会にて候補者、申請者を認定し、奨学金及び給付金を支給。 ・2012 年 4 月施行を目指し、規程案を学部長会議・教授会に諮り、大学評議会で承認を得る。		2011. 4～	○	A 完全に達成	B 達成半ば	C 未達成
			（ B または C の理由 ）			
2012 年度実施計画		達成時期	2012 年度取り組み結果			
・授業料減免規程第 3 条の人数の増加を検討し、2013 年 4 月施行を目指し、改正案を各会議において承認を得る。		2012. 4	○	A 完全に達成	B 達成半ば	C 未達成
			（ B または C の理由 ）			
2013 年度実施計画		達成時期	2013 年度取り組み結果			
・授業料減免を除く、各種給付金は重複申請の制限がある。学費あるいは授業料総額を超えることはできない条件で、複数の給付金等を受給できるように検討する。また、日本学生支援機構（JASSO）の奨学金を受給している学生（約 37.8%）に対して、留年、単位取得不足により奨学金停止にならないように指導する。		2013. 3		A 完全に達成	B 達成半ば	C 未達成
			（ B または C の理由 ）			
2014 年度実施計画		達成時期	2014 年度取り組み結果			
				A 完全に達成	B 達成半ば	C 未達成

		(B または C の理由)		
2015 年度実施計画	達成時期	2015 年度取り組み結果		
		A 完全に達成	B 達成半ば	C 未達成
		(B または C の理由)		

改善方策経過報告書

認証評価指摘事項	【総評】到達目標である「経済的困窮者への重点的給付システムの構築」には給付額と給付期間の両面で十分とはいえ、一層の努力が期待される。
点検・評価問題点	給付金が十分ではないことと、数年にわたって継続的に受給できるシステムになっていないこと
改善方策	5-1 奨学金全体の増額と、在学期間中、継続的に支給してゆくシステムの構築。 (4-6-4 と融合)

(2011 年 3 月 31 日現在)

【現状の説明】

●「大東文化大学教育ローン利子補給金給付規程（一部改正）」

平成 22 年 12 月学生委員会開催（制定案最終確認）。平成 23 年 3 月学部長会議、大学評議会、大学院評議会にて審議。平成 23 年 3 月常務審議会、理事会（承認）。

●「大東文化大学学生災害見舞金（制定案）」

※「大東文化大学天災地変等被災学生への災害見舞金給付規程」の名称は、学部長会議にて「大東文化大学学生災害見舞金」に変更。

平成 22 年 12 月および平成 23 年 1 月学生委員会開催（平成 23 年 1 月制定案最終確認）。平成 23 年 3 月学部長会議、大学評議会、大学院評議会にて審議。平成 23 年 3 月常務審議会、理事会（承認）。

所見	上記の規程制定で、問題点の是正に向けて前進していると評価できる。今後、さらなる制度充実のための中期・長期計画の策定検討を行う必要がある。
----	--

(2012 年 3 月 31 日現在)

【現状の説明】

●「大東文化大学授業料減免規程（制定）」および「大東文化大学授業料減免規程施行細則（制定）」

大東文化大学授業料減免に関する検討委員会、第 3 回 2011. 4. 4、第 4 回 2011. 4. 11、第 5 回 2011. 4. 15 開催。

大東文化大学授業料減免規程検討委員会、第 1 回 2011. 8. 9、第 2 回 2011. 8. 31、第 3 回 2011. 9. 30 開催。

2011. 12. 19 大学評議会および大学院評議会にて審議、2011. 12. 21 理事会承認（2011 年 12 月 21 日施行）。

※2011 年度実施計画では 2012 年 4 月施行であったが、2011 年 12 月開催の学部長会議において、附則に「2011 年 4 月 1 日に遡って適用する。」を追加する案となり、最終的に理事会で承認となった。それに伴い、2012 年 2 月に授業料減免の説明会および申請受付を実施し、給付金等認定委員会にて給付の認定を行った。

2011 年度授業料減免申込者数・給付認定者数・給付率

- ・申込者数：学部生 141 名、大学院生 2 名 合計 143 名
- ・給付認定者：学部生 全額 30 名、半額 78 名
 大学院生 全額 0 名、半額 2 名 全額計 30 名、半額 80 名 合計 110 名
- ・給付率：76.9%

●「大東文化大学給付金等認定委員会規程（改正）」

大東文化大学授業料減免規程および同施行細則の規則制定に伴う規程名称の変更、「給付金認定委員会規程」を「給付金等認定委員会」に変更。2011. 12. 19 大学評議会および大学院評議会にて審議、2011. 12. 21 理事会承認（2011 年 12 月 21 日施行）。

所見	給付奨学金の実施については高く評価できます。今後、給付率 100%を目指して資金確保につとめてください。また、数年にわたって継続的に受給できるシステムについての検討が進んでいないようなので、今後早期解決に向けて取り組まれることを望みます。
----	---

(2013 年 3 月 31 日現在)

【現状の説明】

- 「大東文化大学授業料減免規程」を改正

第3条（人数と金額）

- ・学部生 全額免除30名から40名に、半額免除60名から80名に改正。
- ・予算の枠内において、学部と大学院間の調整を行うことができるように改正。

承認手続：大学評議会（2012. 7. 16）、大学院評議会（2012. 7. 23）、常務員議会（2012. 7. 18）、理事会（2012. 7. 25）

規程改正に基づき、2012. 6. 1 に遡って授業料減免の申請受付および選考並びに給付をした。

- ・2012 年度授業料減免申込者数・給付認定者数・給付率

申 込 者 数： 学 部 生 133 名、大学院生 5 名 合計 138 名

給付認定者： 学 部 生 全額 59 名、半額 70 名

大学院生 全額 1 名、半額 4 名 全額計 60 名、半額 74 名 合計 134 名

給 付 率： 97.1%（前年度比：20.2 ポイントアップ）

授業料減免制度の対象者は、世帯全員の税込収入額、修得単位数等の条件で、収入の低い順に選考される。2011 年度と 2012 年度の連年受給者数は 47 名（約 44.3%、2011 年度 4 年生および 2012 年度 1 年生を除いた値）なので、必ずしも継続的に受給できるシステムではない。申請対象外、申請したが選考されなかった学生に対しては、日本学生支援機構（JASSO）の奨学金を紹介している。

所見

昨年度よりも 20.2%の給付率アップは、ある程度評価できると思いますが、十分とは言えません。叶うならば、希望者全員に支給できる枠組みの英案を望みます。また、2013 年度は最終年度に当たる為、複数年の支給の道筋も本年度中に確立することを強く望みます。

改善方策実施計画書

担当部局： 診療室及び保健室管理運営委員会 責任者： 委員長 幹事： 学生部

2010年8月5日

【※2013.4.1より学生部から学生支援センター事務室に組織変更】

認証評価指摘事項						
点検・評価問題点	学校保健安全法の観点からも、流行性疾患に対する予防の面からも、定期健康診断の受診率をさらに上げる必要がある。					
改善方策	5-2-1 全学生に定期健康診断の受診を徹底させる。					
計画	前期		中期		後期	
	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
				→		
2010年度実施計画		達成時期	2010年度取り組み結果			
・診療所及び保健室管理運営委員会にて検討		2011.3	☐ A 完全に達成 ☐ B 達成半ば ☐ C 未達成 (B または C の理由)			
2011年度実施計画		達成時期	2011年度取り組み結果			
・定期健康診断実施状況調査		2011.4	☐ A 完全に達成 ☐ B 達成半ば ☐ C 未達成 (B または C の理由)			
2012年度実施計画		達成時期	2012年度取り組み結果			
・定期健康診断実施状況調査		2012.4	☐ A 完全に達成 ☐ B 達成半ば ☐ C 未達成 (B または C の理由)			
2013年度実施計画		達成時期	2013年度取り組み結果			
・定期健康診断実施状況調査 ・未受診学生全員に、はがきにて通知（年度当初）。 ・保健室来室学生に対して、受診状況を確認し、未受診学生には受診するように指導する（通年）。 ・年度当初ガイダンス（2014.3）時に情宣する。		2013.4	☐ A 完全に達成 ☐ B 達成半ば ☐ C 未達成 (B または C の理由)			
2014年度実施計画		達成時期	2014年度取り組み結果			
			☐ A 完全に達成 ☐ B 達成半ば ☐ C 未達成 (B または C の理由)			
2015年度実施計画		達成時期	2015年度取り組み結果			
			☐ A 完全に達成 ☐ B 達成半ば ☐ C 未達成 (B または C の理由)			

改善方策経過報告書

認証評価指摘事項	
点検・評価問題点	学校保健安全法の観点からも、流行性疾患に対する予防の面からも、定期健康診断の受診率をさらに上げる必要がある。
改善方策	5-2-1 全学生に定期健康診断の受診を徹底させる。

(2011 年 3 月 31 日現在)

【現状の説明】

平成 23 年 3 月診療所及び保健室管理運営委員会開催。年度当初ガイダンスにおいて平成 23 年度定期健康診断について「定期健康診断実施要領」を配布して受診を徹底した。また、板橋校舎所属学生へは平成 23 年 1 月より「年度当初ガイダンス」の日程表を各学部事務室、学生課、キャリアセンターに設置して配布。東松山校舎所属学生には、成績表発送時に同封して周知した。

所見	現状の取り組みは評価できる。今後受診率を上げるための方策として、DB ポータルの活用等も検討された。
----	--

(2012 年 3 月 31 日現在)

【現状の説明】

昨年度と同様に、2012 年 3 月 28 日～30 日実施の年度当初ガイダンスにおいて、「定期健康診断実施要領」を配布して受診を徹底した。

○2010 年度と 2011 年度の受診率状況

- ・2010 年度： 1 年生＝98.7%、2 年生＝91.9%、3 年生＝94.6%、4 年生＝93.6%
- ・2011 年度： 1 年生＝97.9%、2 年生＝90.2%、3 年生＝96.3%、4 年生＝93.5%
- ・平均受診率： 2010 年度＝94.7%、2011 年度＝94.47%

受診率を比較した場合、2010 年度よりも 2011 年度は 0.2%程下回ったが、東日本大震災の影響で上京できない学生がいたこと、外国人留学生の中に一時帰国をして受診できなかった学生が存在したことを考慮すれば、昨年度と同等以上の結果である。

所見	2011 年度の成果については、2010 年以前の受診率との比較によってのみ検討される為、現時点では評価は判断できません。情宣活動のみならず、学籍管理との連動（定期健康診断未受診者は前期試験受験資格なしなど）や、期間外の再受診日の設置など、具体的な方策の検討を望みます。
----	---

(2013 年 3 月 31 日現在)

【現状の説明】

昨年度と同様に、2013 年 3 月 28 日～30 日実施の年度当初ガイダンスにおいて、「定期健康診断実施要領」を配布して受診を徹底した。周知方法として、板橋校舎所属学生へは平成 24 年 1 月より「年度当初ガイダンス」の日程表を各学部事務室、学生課、キャリアセンター事務室に設置して配布。東松山校舎所属学生には、成績表発送時に同封して周知した。また、再検査日に未受診学生も受診させるように対応した。

○2012 年度の受診率

- ・1 年生＝98.3%、2 年生＝91.6%、3 年生＝96.6%、4 年生＝93.9%
- 平均受診率：95.1%（前年比：0.63 ポイントアップ）

所見	受講者の受診率はほぼ頭打ちなので、これ以上の情宣でのポイントアップは見込めないと考えられます。更なる受診率アップは2012年度の所見にあるように、学籍管理との連動（定期健康診断未受診者は履修登録不可など）が不可欠であると考えられます。指定期間内に見受診者に関しては、学外機関での受診（自己負担）などのオプションも検討してみてもはいかがでしょうか。
----	---

改善方策実施計画書

担当部局： 学生委員会 責任者： 委員長 幹事： 学生部

【※2013. 3. 31 学生委員会を廃止、2013. 4. 1 より学生支援センター運営委員会及び学生支援部会を設置】

2010 年 8 月 5 日

【※2013. 4. 1 より学生部から学生支援センター事務室に組織変更】

認証評価指摘事項						
点検・評価問題点	アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントの規程の制度化が図られていない。					
改善方策	5-2-2 ハラスメント防止のための規程等の制定・改正と周知徹底。					
計画	前期		中期		後期	
	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
2010 年度実施計画		達成時期	2010 年度取り組み結果			
※学校法人大東文化学園アカデミック・ハラスメント		2010. 10	A 完全に達成	○	B 達成半ば	C 未達成
・ 防止に関する指針 (H22. 3. 24 制定)			(B または C の理由)			
・ 学生委員会にて、上記規則の確認			委員会で規則の確認は行っていないが、3 月末にガイダンスでの周知をした。			
2011 年度実施計画		達成時期	2011 年度取り組み結果			
・ 年度当初ガイダンスにて周知徹底		2011. 4	A 完全に達成	○	B 達成半ば	C 未達成
・ 学生委員会にて、「学校法人大東文化学園ハラスメント対応基本規則」、「学校法人大東文化学園ハラスメント防止委員会規程」、「学校法人大東文化学園ハラスメント問題調整等委員会規程」、「学校法人大東文化学園アカデミック・ハラスメント防止に関する指針」の確認			(B または C の理由)			
			年度当初ガイダンスにて「ハラスメントで悩んでいるなら(相談ガイド)」のリーフレットを学生へ配布して周知できたが、学生委員会において、ハラスメントの各規程等の確認はできなかった。			
2012 年度実施計画		達成時期	2012 年度取り組み結果			
・ 年度当初ガイダンスにて周知徹底		2012. 4	A 完全に達成	○	B 達成半ば	C 未達成
・ 学生委員会にて確認			(B または C の理由)			
			年度当初ガイダンスにて「ハラスメントで悩んでいるなら(相談ガイド)」のリーフレットを学生へ配布して周知できたが、学生委員会において、ハラスメントの各規程等の確認はできなかった。			
2013 年度実施計画		達成時期	2013 年度取り組み結果			
・ 年度当初ガイダンスにて周知徹底			A 完全に達成		B 達成半ば	C 未達成
・ 学生支援部会および学生支援センター運営委員会にて各規程等を確認し、年度当初ガイダンス以外での周知方法を検討する。			(B または C の理由)			
2014 年度実施計画		達成時期	2014 年度取り組み結果			
			A 完全に達成		B 達成半ば	C 未達成
			(B または C の理由)			
2015 年度実施計画		達成時期	2015 年度取り組み結果			
			A 完全に達成		B 達成半ば	C 未達成
			(B または C の理由)			

改善方策経過報告書

認証評価指摘事項	
点検・評価問題点	アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントの規程の制度化が図られていない。
改善方策	5-2-2 ハラスメント防止のための規程等の制定・改正と周知徹底。

(2011 年 3 月 31 日現在)

【現状の説明】

「学校法人大東文化学園セクシュアル・ハラスメント対応基本規則」、「学校法人大東文化学園セクシュアル・ハラスメント防止委員会規程」、「学校法人大東文化学園セクシュアル・ハラスメント問題調整等委員会規程」を平成 22 年 5 月 26 日に改正し、「学校法人大東文化学園ハラスメント対応基本規則」、「学校法人大東文化学園ハラスメント防止委員会規程」、「学校法人大東文化学園ハラスメント問題調整等委員会規程」となった。また、「学校法人大東文化学園アカデミック・ハラスメント防止に関する指針」を平成 22 年 3 月 24 日に制定された。この規則、規程、指針を基に、相談窓口、防止委員会等への連絡ルートが確立されたので、平成 23 年度ガイダンス（4 月下旬）にて学生へ周知した。

なお、学生委員会には次年度、確認を行う予定である。

これらの規程は、人事課が幹事として制定されたものである。よって、学生委員会には規程制定後、報告することになっている。

所見	現状への取り組みは大いに評価できる。ただし、これらの規定が整備されても、実際問題がおきた時の対応、即時性、秘匿性等が重要となるので、充分今後その点を考慮し規程を運用していくことが望まれる。
----	--

(2012 年 3 月 31 日現在)

【現状の説明】

年度当初ガイダンスにて「ハラスメントで悩んでいるなら（相談ガイド）」のリーフレットを学生へ配布して周知した。

所見	今後の更なる学生への周知を望みます。学生委員会におけるハラスメントの各規程等の確認を早急に行うことを望みます。
----	---

(2013 年 3 月 31 日現在)

【現状の説明】

年度当初ガイダンスにて「ハラスメントで悩んでいるなら（相談ガイド）」のリーフレットを学生へ配布して周知した。また、学生が相談にきた場合は、相談員を紹介して対応した。

ハラスメントの各種規程等について、学生委員会の案件から欠落していたので、2013 年度は、学生支援部会および学生支援センター運営委員会において確認する。

所見	学生委員会におけるハラスメントの各規程等の確認を早急に行うことを望みます。制度の更なる周知を望みます。
----	---

改善方策実施計画書

担当部局： 学生相談室運営委員会 責任者： 委員長 幹事： 学生部

【※2013. 3. 31 学生相談室運営委員会を廃止、2013. 4. 1 学生支援センター運営委員会及び学生相談部会を設置】

2010 年 8 月 5 日

【※2013. 4. 1 より学生部から学生支援センター事務室に組織変更】

認証評価指摘事項						
点検・評価問題点	東松山キャンパスの学生相談室は、施設としての配置環境が好ましい状況でない。					
改善方策	5-2-3 学生相談室の配置場所の改善とスタッフの増加。複合的なサービスを実現させるための体制整備。 (4-6-3 と統合)					
計画	前期		中期		後期	
	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
				→		
2010 年度実施計画		達成時期	2010 年度取り組み結果			
・学生相談室運営委員会にて検討		2011. 3	A 完全に達成	○	B 達成半ば	C 未達成
			(B または C の理由) 学生相談室運営委員会にて、設置場所および学生相談室の組織を含め検討した。委員会として学長へ報告。			
2011 年度実施計画		達成時期	2011 年度取り組み結果			
・学生相談室運営委員会にて検討 ※事務組織改正を受け再度検討 (学生支援センター)		2011. 4～	A 完全に達成	○	B 達成半ば	C 未達成
			(B または C の理由) 相談室を第 2 厚生棟 2 階を予定しているが、東松山キャンパス整備事業の関係で、場所については未確定。			
2012 年度実施計画		達成時期	2012 年度取り組み結果			
・学生支援センター (仮称) 対応 ※東松山キャンパス再開発の進捗状況に関係する		2012. 4	A 完全に達成		B 達成半ば	○ C 未達成
			(B または C の理由) 東松山校舎第 2 厚生棟に移転の案もあったが、学生課及び教務事務室、学部事務室との連携が必要なため、移転は見送った。また、管理棟 2F の東松山キャリア支援課の場所も検討したが、東松山キャリア支援課の移転先がないため、この案も見送った。			
2013 年度実施計画		達成時期	2013 年度取り組み結果			
・学生相談部会および学生支援センター運営委員会にて、引き続き検討する。			A 完全に達成		B 達成半ば	C 未達成
			(B または C の理由)			
2014 年度実施計画		達成時期	2014 年度取り組み結果			
			A 完全に達成		B 達成半ば	C 未達成
			(B または C の理由)			
2015 年度実施計画		達成時期	2015 年度取り組み結果			
			A 完全に達成		B 達成半ば	C 未達成
			(B または C の理由)			

改善方策経過報告書

認証評価指摘事項	
点検・評価問題点	東松山キャンパスの学生相談室は、施設としての配置環境が好ましい状況でない。
改善方策	5-2-3 学生相談室の配置場所の改善とスタッフの増加。複合的なサービスを実現させるための体制整備。 (4-6-3 と統合)

(2011 年 3 月 31 日現在)

【現状の説明】

平成 23 年 2 月 9 日開催の学生相談室運営委員会にて、作業部会を設置。平成 23 年 2 月 24 日および 3 月 11 日に作業部会を開催して、設置場所および学生相談室の組織を含め検討した。

委員会として学長へ報告。報告内容は次のとおり。

・配置場所

1 案＝図書館脇に新たに建てた場合→組織案（学生相談室、保健室を学生部から独立、新たに障がい学生サポート室を加え「学生支援センター」を学務局に置く）、2 案＝管理棟 2 階の場合→（1 案同様に学生部から独立、ただし、保健室、学生相談センター、学習支援・障がい学生サポートセンターはそれぞれ独立した組織）

・要望

1. センター長または室長（教員）および事務長の配置
2. インターカーの配置（両校舎各 1 名）
3. 非常勤カウンセラーの勤務体制の見直し（現在、2・8 月は休み。平成 23 年度 8 月は学年歴変更に伴い前半勤務。）
4. 板橋校舎の特別専任事務職員を専任へ身分変更

所見	現状への取り組みは理解できるが、より具体的な内容が分かるような記述が望まれる。
----	---

(2012 年 3 月 31 日現在)

【現状の説明】

学生委員会（第 5 回 2011 年 12 月 15 日、第 6 回 2012 年 3 月 23 日委員会開催）において、「大東文化大学学生支援センター（仮称）」、「大東文化大学学生支援センター運営委員会学生支援部会規則（案）」、「大東文化大学学生支援センター運営委員会学生相談部会規則（案）」、「大東文化大学学生支援センター運営委員会障がい学生支援部会規則（案）」を検討。併せて、学生支援センターの組織について、検討した（学生支援課、東松山学生支援課、学生相談課、東松山学生相談課、障がい学生支援課、東松山障がい学生支援課）。

学生相談室の配置場所については、第 2 厚生棟 2 階部分を予定しているが、東松山キャンパス再開発の新校舎内に配置する計画にはなっていない。また、組織を改組し相談室を「東松山学生相談課」とする予定であるが、人員については未定である。

所見	第 2 厚生棟 2 階部分に学生相談室を設置するとのことであるが、この新設置予定場所が施設としての配置環境が好ましい場所であるよう、十分考慮してください。
----	---

(2013 年 3 月 31 日現在)

【現状の説明】

2012 年度に承認になった組織、規程、規則

組織：「大東文化大学学生支援センター」（学生支援センター→学生支援センター事務室→※1 学生支援課及び※2 東松山学生支援課）

※1 学生支援課の下に学生支援分室および障がい学生支援分室を置く

※2 東松山学生支援課の下に東松山学生支援分室および東松山障がい学生支援分室を置く

規程：「大東文化大学学生支援センター規程」

規則：「大東文化大学学生支援センター運営委員会学生支援部会規則」

「大東文化大学学生支援センター運営委員会学生相談部会規則」

「大東文化大学学生支援センター運営委員会障がい学生支援部会規則」

学生相談室の配置場所については、東松山校舎第2厚生棟2階部分に移転の案もあったが、学生課及び教務事務室、学部事務室との連携が必要なため、移転は見送った。また、管理棟2Fの東松山キャリア支援課の場所も検討したが、東松山キャリア支援課の移転先がないため、この案も見送った。

スタッフの増員については、現在、両校舎ともに月から金曜日までの平日は2名体制（内1名は非常勤カウンセラー）であると同時に、相談を受ける部屋は2部屋である。スタッフ増員は、相談室の環境が整備されてからになる。

複合的なサービスについては、関係部署との連携および情報の共有が十分でなかった部分があるので、今後、関係部署の連携強化が必要である。

所見	東松山校舎キャンパス改築時に、上述の理由から現在の位置から移動をしないということは、今後も管理棟内以外での設置は念頭に置かないということを意図しています。従って、「東松山キャンパスの学生相談室は、施設としての配置環境が好ましい状況でない。」ということの改善は行わないということを含意します。そもその「施設としての配置環境が好ましい状況でない。」は何が問題なのかを明らかにし、移転せずどのように環境改善を行うかを明確にし、実行してください。
----	---

改善方策実施計画書

担当部局： 学生相談室運営委員会 責任者： 委員長 幹事： 学生部

【※2013. 3. 31 学生相談室運営委員会を廃止、2013. 4. 1 学生支援センター運営委員会及び学生相談部会を設置】

2010 年 8 月 5 日

【※2013. 4. 1 より学生部から学生支援センター事務室に組織変更】

認証評価指摘事項						
点検・評価問題点	心身に不調を持つ学生が増加していることに対して、きめ細やかな対応を心がける必要がある。また、大半の一般学生への問題にも、よりバランスのとれた対応が求められる。					
改善方策	5-2-4 複合的なサービスを実現させるための体制整備。 (5-2-3 へ統合したため削除)					
計画	前期		中期		後期	
	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
				→		
2010 年度実施計画			達成時期	2010 年度取り組み結果		
・学生相談室運営委員会にて検討			2011. 3	○ A 完全に達成	B 達成半ば	C 未達成
				(B または C の理由)		
2011 年度実施計画			達成時期	2011 年度取り組み結果		
・学生相談室運営委員会にて検討 ※事務組織改正を受け再度検討			2011. 4～	A 完全に達成	○ B 達成半ば	C 未達成
				(B または C の理由) 学生相談室運営委員会にて検討はしているが、事務組織が定まらないので先に進むことができない。		
2012 年度実施計画			達成時期	2012 年度取り組み結果		
・新体制「学生支援センター（仮称）」で対応 ※東松山キャンパス再開発の進捗状況に関係する			2013. 3	A 完全に達成	○ B 達成半ば	C 未達成
				(B または C の理由) 学生相談室運営委員会にて検討はしたが、具体的な解決策はない。2013. 4. 1 より学生相談部会の設置が承認となった。		
2013 年度実施計画			達成時期	2013 年度取り組み結果		
・学生相談部会および学生支援センター運営委員会にて検討する。				A 完全に達成	B 達成半ば	C 未達成
				(B または C の理由)		
2014 年度実施計画			達成時期	2014 年度取り組み結果		
				A 完全に達成	B 達成半ば	C 未達成
				(B または C の理由)		
2015 年度実施計画			達成時期	2015 年度取り組み結果		
				A 完全に達成	B 達成半ば	C 未達成
				(B または C の理由)		

改善方策経過報告書

認証評価指摘事項	
点検・評価問題点	心身に不調を持つ学生が増加していることに対して、きめ細やかな対応を心がける必要である。また、大半の一般学生への問題にも、よりバランスのとれた対応が求められる。
改善方策	5-2-4 複合的なサービスを実現させるための体制整備。 (5-2-3 へ統合したため削除)

(2011 年 3 月 31 日現在)

【現状の説明】

平成 23 年 2 月 9 日開催の学生相談室運営委員会にて、作業部会を設置。平成 23 年 2 月 24 日および 3 月 11 日に作業部会を開催して、設置場所および学生相談室の組織を含め検討した。委員会として学長へ報告。

所見	現状への取り組みは理解できるが、より具体的な内容が分かるような記述が望まれる。
----	---

(2012 年 3 月 31 日現在)

【現状の説明】

学生相談室運営委員会（第 1 回 2011 年 7 月 5 日、第 2 回 2011 年 11 月 8 日、第 3 回 2011 年 12 月 6 日開催）において学生相談室の体制、活動、設置場所について検討した。

学生相談室の組織は、学生委員会（第 5 回 2011 年 12 月 15 日、第 6 回 2012 年 3 月 23 日委員会開催）において「大東文化大学学生支援センター（案）」、「大東文化大学学生支援センター運営委員会学生相談部会規則（案）」、および学生支援センターの組織について検討した（学生相談課、東松山学生相談課）。

所見	2010 年度と同様、取り組みについては理解できますが、改組の問題とは別に、現状で問題解決にどのように取り組みを進めているかについての具体的な記述が望まれます。
----	--

(2013 年 3 月 31 日現在)

【現状の説明】

学生相談室運営委員会（第 1 回 2012 年 6 月 26 日、第 2 回 2012 年 10 月 30 日、第 3 回 2013 年 3 月 8 日開催）において学生相談室の体制、活動、設置場所、大東文化大学学生支援センター運営委員会学生相談部会規則について検討した。

(5-2-3 へ統合したため削除)

所見	2011 年度と同様、取り組みについては理解できますが、学生相談室運営委員会での検討事項が、「複合的なサービスを実現させるための体制整備」達成にどのような進捗状況なのか具体的な記述が望まれます。
----	---

改善方策実施計画書

担当部局： 学生委員会

責任者： 委員長

幹事： 学生部

【※2013. 3. 31 学生委員会を廃止、2013. 4. 1 より学生支援センター運営委員会及び学生支援部会を設置】

2011 年 3 月 10 日

【※2013. 4. 1 より学生部から学生支援センター事務室に組織変更】

認証評価指摘事項						
点検・評価問題点	板橋キャンパスと東松山キャンパスが離れており移動に1時間ほど要するので活動に十分な時間がとれない					
改善方策	5-25-1 各団体の代表者との話し合いを設け、学生の所属校舎・履修等を調査して、活動のキャンパスを検討する。					
計画	前期		中期		後期	
	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
						→
2010 年度実施計画		達成時期	2010 年度取り組み結果			
・各学生団体から活動状況を聞く ※運動部については、スポーツ振興課と連携を図る		2010. 10	A 完全に達成	○	B 達成半ば	C 未達成
			(B または C の理由) 全ての学生団体から活動状況を聞くことができなかった。			
2011 年度実施計画		達成時期	2011 年度取り組み結果			
・各団体の代表者との話し合いを設ける		2011. 4～	A 完全に達成	○	B 達成半ば	C 未達成
			(B または C の理由) 全ての学生団体から活動状況を聞くことができなかった。 (28 団体中、4 団体に活動状況を聞いた)			
2012 年度実施計画		達成時期	2012 年度取り組み結果			
・全ての団体から活動状況を聞き、活動状況等を大学のホームページに掲載する。		2012. 4～3	○	A 完全に達成	B 達成半ば	C 未達成
			(B または C の理由)			
2013 年度実施計画		達成時期	2013 年度取り組み結果			
・引続き調査及び入試広報課と連携を図りホームページの掲載更新を行う。		2013. 4～	A 完全に達成		B 達成半ば	C 未達成
			(B または C の理由)			
2014 年度実施計画		達成時期	2014 年度取り組み結果			
			A 完全に達成		B 達成半ば	C 未達成
			(B または C の理由)			
2015 年度実施計画		達成時期	2015 年度取り組み結果			
			A 完全に達成		B 達成半ば	C 未達成
			(B または C の理由)			

改善方策経過報告書

認証評価指摘事項	
点検・評価問題点	板橋キャンパスと東松山キャンパスが離れており移動に1時間ほど要するので活動に十分な時間がとれない
改善方策	5-25-1 各団体の代表者との話し合いを設け、学生の所属校舎・履修等を調査して、活動のキャンパスを検討する。

(2011年3月31日現在)

【現状の説明】

大東祭実行委員会の活動については、大東祭実施に向けて、学生部他関係部署との打合せを行うことで活動内容の把握はできた。また、学生部窓口で相談等を受けた団体についてはある程度活動を把握することができた。しかし、その他の団体については、活動申請・報告書での把握で十分ではない。

所見	中期、長期の実施計画が不明。この改善方策、実施計画のままであれば、全団体の代表者会議を設定し、一堂に集め、ヒヤリングの日程を調整するなどして、すべての学生団体からの意見聴取の具体的方策を検討すべきである。
----	--

(2012年3月31日現在)

【現状の説明】

施設利用状況で確認できることは、学生の所属校舎に関係なく、各団体が利用する施設は固定化されている。全団体を一堂に集めることは困難であるので、各団体の活動拠点を置いている各校舎の学生課で聞き取り調査をすることにした。

所見	早期解決を望みます。
----	------------

(2013年3月31日現在)

【現状の説明】

入試広報課と連携を図り、大学ホームページに活動状況を掲載（毎年6月に更新）。
校舎間の移動に時間がかかるので平日は活動時間が短くなる学生もいるが、活動時間を確保するため土・日曜日、祝日に活動する団体もある。また、両校舎を利用して、偏りのないように工夫している団体もある。

所見	まず、キャンパス間の1時間以上の移動が部活動に支障をきたしているかどうかを早急に判断し、今後の対策を早急に行ってください。
----	---